

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

本書は、当法人が下記の各表明・確約の項目、内容を理解し、かつ自らの意思で作成したことに間違いありません。

当法人は、下記各事項について、ここに表明・確約し、その証として本書を貴事務所に提出いたします。

記

- 1 当法人は、現在又は将来にわたって、次の各号(以下、「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - ① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者、⑤ 暴力団関係企業、⑥ 総会屋等、⑦ 社会運動標榜ロゴ、⑧ 特殊知能暴力集団、⑨ その他前各号に準ずる者
- 2 当法人は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
 - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 当法人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴法人の信用を毀損し、又は貴法人の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 当法人は、自らの取引業者又は当該取引業者と取引のある関連業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約いたします。
 - ① 当法人の取引業者又は当該取引業者と取引のある関連業者が、前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと。
 - ② 当法人の取引業者又は当該取引業者と取引のある関連業者が、前3の各号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
- 5 当法人は、自らの取引業者又は当該取引業者と取引のある関連業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は当該

関連会社においてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴法人に報告し、貴法人の捜査機関への通報に協力することを表明・確約いたします。

- 6 当法人は、上記1、2、3、4 及び5のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切、当法人の責任とすることを表明・確約いたします。